

東上総教育事務所だより



東上総教育事務所
シンボルマーク



千葉県教育庁東上総教育事務所
〒297-0024 茂原市八千代2-10
TEL0475-23-8125
第4号(令和7年7月11日)

管理課より

『学校における働き方改革推進プラン取組状況調査結果について』

この調査は、各市町村(組合)教育委員会及び県立学校が令和6年3月に改訂した「学校における働き方改革推進プラン」に示された49項目の取組の進捗状況を検証することで、働き方改革に効果のある取組を明らかにし、教職員の総労働時間縮減に資するために実施したものです【令和7年3月10日:(発行)千葉県教育庁教育振興部教職員課】。

その中から教育委員会が推進すべき21項目の達成率は、平均で81.6%と全体的に目標値を上回りました。



※達成率95%を超えた取組「千葉市を除く53市町村を対象に実施」

設 問	(※R6.11.1現在の取組状況)	達成率	目標値
教職員の出退勤時刻をICTの活用やタイムカードにより勤務時間を客観的に把握し、退勤時刻を意識して見える化を踏まえ、教育活動ができるよう学校に指導・助言している。		95%	78%
スクラップ＆ビルドの観点(または、スクラップの観点)から、総業務量が増加しないよう留意する。		97%	88%
スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員、副校長・教頭マネジメント支援員など、支援スタッフの学校への配置を促進する。		97%	86%

また、同日に「令和6年度教員等の出退勤時刻実態調査結果」についても示しました。この調査は、県内公立学校の教員等を対象に学校における業務改善の推進に向けて、基礎的データを得ることを目的に実施したものです。

職種(調査時期)	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校	平均
教諭等(R5.11月)	40時間46分	54時間43分	44時間24分	35時間00分	25時間10分	41時間21分
教諭等(R6.11月)	39時間20分	51時間38分	46時間29分	33時間28分	23時間53分	39時間29分

教諭等における全校種の令和6年度の平均は39時間29分であり、令和5年度の41時間21分と比べ1時間52分改善されました。二つの調査結果から、全体的に業務改善、働き方改革が進んでいるとみることができます。

しかし、時間外在校等時間が45時間を超える職員や80時間を超えている職員もいることから、引き続き取組を推進していく必要があります。

千葉県教育委員会作成の「学校における働き方改革に関する取組事例集(R7.3.21改訂第3版)」や「学校現場における業務改善お役立ちBOOK(R7.3月末日)」を活用して、学校における働き方改革の目的である「教職員が心身ともに健康を保つことができる環境を整え、子供たちの成長に真に必要な、効果的な教育活動を持続的に行うことができるようにする。」を実現できるようにしていきましょう。

令和7年度の目標は
令和5年度の目標+5p以上

千葉県
学校における働き方改革に関する取組事例集



令和5年12月 1日(金) 第1版
令和6年 3月29日(金) 改訂 第2版
令和7年 3月21日(金) 改訂 第3版
千葉県教育庁教育振興部教職員課

総務課より

認定手当の事後確認について

「事後確認」とは、認定手当(扶養手当・住居手当・通勤手当)の支給要件や支給額が適正であるかを確認するために行います。特に、扶養手当は見込状態で支給される手当なので注意が必要です。例えば、年の初日から対象である不安定収入者においては、1年間(暦年:1月1日~12月31日)の総収入をもって所得とし、所得限度額(130万円)未満であれば当該1年間の扶養手当は認定することができます。しかし、当該所得が所得限度額(130万円)以上となった場合は、当該1年間の扶養手当を認定することはできません。

したがって、扶養手当は年の当初に遡って戻入となります。扶養手当が誤って支給された場合、地域手当や期末手当、所得税にも影響を及ぼす恐れがあるため、誤支給を早期に発見し、適切に処理を行うために、御協力をお願いします。

【参考】認定手当事後確認実施通知時期(～令和6年度)

・扶養手当 令和6年8月1日 ・住居手当 令和5年8月1日(隔年で通知) ・通勤手当 令和6年9月5日



長期休業日における指導上の留意すべき事項について、毎年、県教育委員会から市町村教育委員会を通じてお願いをしています。東上総教育事務所管内には多くの海水浴場があり、水の事故への注意喚起とともに、交通量の増加に伴う交通事故防止も指導が必要となってきます。子供の命に関わる指導は、徹底しておく必要があります。

また、長期休業明けは、登校しぶりや不登校児童生徒の増加が見込まれます。「生活習慣の乱れ」「人間関係への不安」「宿題、課題が終わっていない」等、様々な理由が考えられます。「不登校はどの児童生徒にも起こり得ること」、「不登校は問題行動として判断しないこと」を再認識し、一人一人に応じた支援ができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用も検討ください。千葉県教育委員会でもオンライン授業配信「エデュオプちば」を中学生だけではなく小学4年生から6年生まで拡大し、教育機会の確保に努めています。また、長期休業明けは児童生徒の自殺が増加する傾向もありますので、「心や体がしんどいとき、どのように対処したらいいのだろうか。」も活用いただければと思います。

「エデュオプちば」
小学4年生から6年生までに拡大します！
千葉県教育委員会では、自己学習を通して、心や体がしんどいときや、生活習慣の乱れ、人間関係への不安、宿題や課題が終わっていないなどの悩みを解消し、学習意欲を高めることを目的として、エデュオプちばを制作しました。エデュオプちばは、児童生徒が自分の悩みや不安を解消し、学習意欲を高めるための学習ツールです。エデュオプちばは、児童生徒が自分の悩みや不安を解消し、学習意欲を高めるための学習ツールです。

心や体がしんどいとき、
どのように対処したら
いいだろうか。
（千葉県教育委員会）

心や体がしんどいとき、
どのように対処したら
いいだろうか。
（千葉県教育委員会）

ちばっ子の外遊びや運動への取組を勧め、運動習慣の形成を目指します！

『遊・友スポーツランキングちば』は、令和7年度から『遊・友スポーツチャレンジちば』に変わりました。

【その1】チャレンジ部門を新設

- ・運動習慣の形成を図るため、個に応じた目標設定と継続的な取組をねらいとした部門。
- ・一日の間に個人で取り組む運動目標とクラスで継続する目標を決め、毎日達成できたかに挑戦する。
- ・達成状況に応じて学校、学級ごとに認定証を印刷して活用する。
- ・学級全体で取り組む。

【その3】ホームページへの記録掲載手順を改定

- ・申請方法は昨年同様、フォームで行うが、その記録がそのまま即時ホームページに反映される。
 - ・「チャレンジ部門」「ランキング部門」それぞれで申請する。
- ※前期・後期・年間大賞に反映される申請数は例年どおり「ランキング部門」のみ。

【その2】ランキング部門を改定

- ・種目数は全部で6種類。校種によって挑戦できる種目がかわる。
- ・エントリーは「グループ」のみ。
- ※学級全体で取り組むことは可能だが、エントリーはグループのみ。
- ・基本的な流れや内容は昨年までと同様。

種目や参加方法については千葉県教育委員会ホームページ「いきいきちばっ子健康・体力づくりプログラム『遊・友スポーツチャレンジちば』」を御覧ください。



<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/taiiku/ranking/index.html>

熱中症事故防止のための対策は万全ですか？

熱中症事故発生時には「暑さ指数の計測値」と「事前の対策内容」の報告が必要となります。以下のチェックリストも参考に、今一度自校の熱中症対応について適切な見直しをお願いします。



自校の熱中症対策チェック

- ☐ 体を暑さにならすための段階的な指導計画を作成し、運動時間の短縮、運動強度の軽減を行っているか。
- ☐ 日陰や涼しい場所、冷房の効いた部屋を用意し、クールダウンできる環境が用意されているか。
- ☐ 健康観察を通して、体調がすぐれない児童生徒の活動内容に留意しているか。
- ☐ 暑さ指数に応じた活動内容、服装に留意しているか。
- ☐ 体調に違和感がある際に申し出やすい環境か。
- ☐ 児童生徒が適切に水分補給できるよう、発達段階に合わせて対応しているか。
- ☐ 熱中症発生時に速やかに対応できる体制が整備されているか。
- ☐ 管理職や関係職員等が不在の場合の対応について決められているか。
- ☐ 保護者に対して熱中症事故防止の取組等を情報提供し、理解醸成を図っているか。

「学校における熱中症対策ガイドライン」
(千葉県教育委員会)

